

一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて

2021年10月26日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 過去の小委員会において、インバランス収支の還元・調整について、さまざま御意見をいただいた。また、資源エネルギー庁にて、新電力との意見交換も行ったところ、2021年1月のインバランス量に応じた個別事業者への還元を望む声や、すべての事業者に一律に還元することによって早期の還元を望む声など、様々な御意見があるところ。
- これらの意見は大別すると、①発生した事象を鑑み、事後的に影響を緩和する立場（事後の公平性）と、②事前の制度を重視する立場（事前の公平性）に二分。
- 本日は、これらの意見や立場を踏まえ、どのような方策があり得るか、御議論を頂きたい。

(参考) 委員等からの意見 (第37回電力・ガス基本政策小委員会 (2021年7月12日))

論点1：本年1月の収支に係る特別な取扱いの要否について

- ・ 昨冬が特別な事象だったからこそ、現在、今後このようなことが起こらないように、措置を様々講じていることを考えると、昨冬は特別な事象と捉えるべき。
- ・ 昨冬は特別な事象であり、インバランス料金算定式が対応できないような状態だったことを考えると、昨冬は切り出した上で、還元・調整が適切ではないか。他方で、過去の累積赤字を放っておくのではなく、併せて対応を検討することが必要。
- ・ 昨冬の価格高騰に関して、将来から振り返ってこの事象を見た時に、本当に特殊な状況だったかは現時点では判断できない。
- ・ 一般送配電事業者の過去の赤字分についても、別途対応は必要。
- ・ 今回の事象は、自由化の初期段階で発生したものであり、今回の事象が特殊だったことには異論はない。

論点2：本年1月の収支に係る還元・調整の対象範囲について

- ・ 一般送配電事業者の還元原資を考えると、損失を相殺するのはやむを得ない。貸倒損失額は時間が経過するにつれ変化するため、確定額で還元するのか、見込額で還元するのか、見込額の場合どのように見込むのか、について併せて検討が必要。
- ・ 貸倒損失のリスクの考慮は必要。

論点3：パブリックコメントで寄せられた還元・調整方法について

- ・ 過去の収支相償をすればしたら、短期間の料金の上げ下げが生じるため、例2-2が一番良いやり方なのではないか。
- ・ 還元方法について、例2-1の方が良い。過去の取引価格の遡及修正を行うと、過去に確定した決算や税務における問題が発生する。遡及修正と言いつつ、決算等に反映しない形で調整が必要。
- ・ 託送料金の改定について、法令上や契約上の整理は非常に複雑。実務的な検討をした上で、解決策を固める必要がある。
- ・ 例2-1や2-2を選択するのは相当難しい。政府は訴えられる危険性があるし、公平性等の問題もある中で、法令上許容できるような案ではない。
- ・ 法令上・契約上の課題もある上に、制度上の瑕疵がなかったという点も踏まえると、例1が合理的。
- ・ 市場調達をした小売事業者と、インバランスに任せた小売事業者との違いを考えると、例1が最も良いと考える。
- ・ 料金算定の実務面の影響やそれに向けた準備期間についても配慮をお願いしたい。

(参考) 委員等からの意見 (第38回電力・ガス基本政策小委員会 (2021年8月27日))

論点1：バランシンググループの取扱いについて

- 子BGにまで個別に還元する必要はなく、親BGに還元した上で、親子間で配分額は調整すれば良いのではないかと。子BGは国に還元額を報告すればいいのではないかと。還元の事務コストが過大になるのは望ましくはないが、影響のあった事業者に対し返すという基本に戻って議論が必要。
- 21年1月の事象は特別であったと捉え、実際にインバランスを負担した事業者に還元を行うべき。基本的には、親BGに還元した後に、BG内で再配分がいいのではないかと。不具合が起きれば、電力・ガス取引監視等委員会に相談するといったことも考えられるのではないかと。
- 21年1月の高騰時から現在までで所属BGを変えているケースもあると思う。そういった場合にも当時インバランスを負担した事業者に適切に還元がされるよう、親BGには善意をもって対応してほしい。
- BG内で調整を行う場合には、まずは親BGがBG内の各子BGの収支の精算を行い、親BGの収支が負になった場合に何らかの方法で還元を実施することが考えられる。
- 親BGと子BGの取り決めがどうなっているのか、しっかり確認する必要がある。

論点2：還元実務に関連する課題

- システムと実務のルール設定は、一般送配電事業者が個別に考えるのではなく、きちんとルールを作って行うべき。また、システムの改修は各社各様でやるのではなく、共同でアプリケーションを作成するといった工夫で事務コスト削減を図ることはできないかと。
- インバランスの分割支払い申請の際には、親BGが子BGの分もまとめて申請を行っている。今回の還元についても同様に親BGが子BGの同意書をもらうなどして、まとめて対応することが考えられるのではないかと。また、それにより還元対象が減るため、還元の事務コストも削減できるのではないかと。

(参考) 委員等からの公平性に関する意見【抜粋】

(秋元委員)

- 今回の例えば例の 2 - 1 とか例の 2 - 2 の案を取るとするのは相当難しいんじゃないかという気がしています。やっぱりこれは、もしこれを取った場合は、経産省、政府は訴えられる危険性は十分に覚悟しないといけないというふうに思いますし、この委員会としてもそういう決断をすると非常に厳しいんじゃないかという気がします。やはり公平性の問題とかそういった問題がいろいろ絡んできますので、法令上これが私の感覚では許容できるような感じではないんじゃないかなと思って聞いていました。

(村松委員)

- 例の 2 - 1 は公平性の問題のところがデメリットで挙げられておりますけれども、事務局からご提示いただきました11ページのイメージであれば問題点というのは軽減されるのではないかと考えられます。

(大橋委員)

- 公平な形で制度を運用されることというのは重要だということなんですけれども、その公平というのは私の専門性の立場から言うと、その制度の行う事後的な補正をすることが公平なのか、あるいはきちっと事前に準備をしていた人のことも勘案して行うことが公平なのかという、事前の公平という観点と事後とで比較すると、やはり事前の公平性というのはしっかり担保することがすなわちその市場の競争性を確保することにつながるのかなと思いますので、私は例の 1 が、もし行くとすればこの方向なのかなと思います。

(参考) 新電力の意見

- 新電力から資源エネルギー庁に寄せられた意見のうち代表的なものは下記の通り。

(個別還元^{※1}の意見)

- 昨冬の市場価格高騰で、困っている事業者やインバランスを支払った事業者は自明であるので、個別還元を行うべき。とはいえ、これ以上還元の議論に時間をかけないことが重要。
- 昨冬の市場の動きは異常なものであったので、個別の措置があるとありがたいというのが率直な意見。
- 託送料金単価を変更せずに、請求額から差し引く形で、個社ごとに還元するという形が最も良いのではないかと考えている。
- 市場で売り切れとなった後も、供給力確保義務を果たすために多くの事業者がなんとか市場で確保しようとしていた。その結果として、(買入札の値段が上がり、) 電気の価値が実際の価値よりも高くなってしまったと思う。これは、事前の準備の範囲を超えているのではないか。
- 予見可能性として、当時のでんき予報や予備力の情報を踏まえても、事前にきちんと準備ができたかには、疑義がある。
- 事前に先物取引や差金決済を用いて、ヘッジをしていたとしても、市場で売り切れが発生し、インバランスが生じた場合、ヘッジしきれないコストが生じる。個別還元を行うことが妥当。

(一律還元^{※2}の意見)

- 必ずしもすべての新電力が個別還元を求めているわけではない。個別還元を行うと、時間も手間もかかるので、時間をかけずに薄く広く還元してほしい。
- 解決に時間が経過してしまうことに最も懸念がある。需給ひっ迫や市場価格高騰は今後も発生しうる事案であることを考えると、簡便な方法にして速やかに還元を終わらせたほうが良い。

※1：インバランス発生量に応じた各事業者や各BGへの還元を「個別還元」と記載。

※2：託送料金の単価を一律で引き下げるといった全事業者向けの還元を「一律還元」と記載。

【論点1】還元・調整の在り方に関する論点

- 本年1月のインバランス収支の還元・調整の在り方について、以下のような考え方についてどのように考えるか。

- 本年1月は、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえ、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保に向けた緊急的な対応として、2022年度以降導入予定のインバランス料金制度における、需給ひっ迫時の補正価格の200円/kWhを参考に、インバランス料金の上限を200円/kWhとする措置を講じた。また、本年7月には、事業者の事業予見性を高める観点から、セーフティネットとして、経済産業省令等を改正し、**需給ひっ迫時のインバランス料金の上限を200円/kWhとする措置を講じた。**
- 電力・ガス取引監視等委員会における検証においても、「**調整力のコストや需給ひっ迫状況とは異なる動きをしていた。**（略）2022年度からは、インバランス料金が、需給調整市場価格を基礎とした上で、需給ひっ迫時は一般送配電事業者の「上げ余力」に応じた価格となる仕組みとなる。（略）**2022年度以降は、この新たなインバランス料金制度の導入により、今冬のように売り切れ状態が継続した場合においても、スパイラル的な高騰は発生せず、需給の状況を離れて上昇することはなくなる**と考えられる。」との評価が行われた。
- 事業者においては、本年1月のインバランス料金については、年末までの分割納付措置を講じており、**現在もなお本年1月のインバランス料金の債務負担を負っている事業者**が存在。一方、当時の制度は審議会等での議論やパブリックコメント等も踏まえて予め定められていたものであり、**インバランスを発生させないよう、事前の調達や市場調達に努めた事業者**も存在。
- このように、**本年1月の事象に対する事業者毎の影響は多様**であるが、
 - ① 本年1月の市場価格の高騰が発生し得ることも見通して事業活動を行っていた事業者も存在した一方、この事象は新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、**その後講じたセーフティネット措置から遡って考えれば、本年1月の事象は、事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられること、**
 - ② こうした中で、本年1月に、余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス発生に伴う支払額が大きかった事業者においては、**当時多大な支払額が生じ事業に影響が出た事業者**や**現在もなお本年1月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続している事業者も存在**すること、
 - ③ 一方で、こうした中であっても、市場価格が高騰する時間帯にも計画値同時同量の達成のため、**市場調達に努めた事業者にとって不利益となることは望ましくないこと、**などに鑑み、**今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、本年1月において、インバランス料金が200円/kWh及び市場価格の水準を越えた部分の負担額に応じて、BG毎に、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で還元・調整を行う**という考え方についてどのように考えるか。

【論点2】個別還元後に残る収支の取扱い

- 本年1月のインバランス料金については、仮に論点1の手法で還元・調整を行っても、なお、プラスまたはマイナスの収支が残存することが考えられるところ、これについて、どのような取扱いが考えられるか。

- **論点1の方向性で個別還元を行っても、本年1月分のインバランス収支については、プラスまたはマイナスの収支が残存することが考えられる**（以下、「**還元後の残余収支**」という）。これらについても、**収支相償の原則**に従い、調整を行うことが必要。
- 一方、今年度冬期は、一般送配電事業者においては、**追加供給力（kW）公募及び追加kWh公募による支出が見込まれており**、これらも託送料金の仕組みを通じた費用回収が必要となる事態に直面。また、平行して次年度以降の追加供給力確保の対応手段について議論が行われているところ、このような状況においては、**毎年度、託送料金を変更するのではなく、一定程度将来を見越した運用が必要**と考えられる。
- この点、仮に追加供給力（kW）公募及び追加kWh公募を行わなかったとした場合には、需給が逼迫し、市場での売切れに伴う市場価格高騰が生じ、スポット市場での電力調達に期待する市場参加者において損失が発生することにかんがみれば、これらの措置は、**こうした事業者に対しての事前の備えとしての効果**も期待できる。
- 以上を踏まえ、「**還元後の残余収支**」については、**今後の追加供給力（kW）及びkWh公募の費用の回収と合わせて、最終的には、収支相償となるよう託送料金を通じた調整を行うことができるよう、**
 - ① 還元・調整開始に併せ、想定される「還元後の残余収支」は、現行の託送制度上、インバランス収支として管理するとともに、
 - ② 追加供給力（kW）及びkWh公募の費用についてもこれと同様の管理を行い、
 - ③ これらを併せて収支相償の考え方の下、管理を行っていくという取扱いについてどう考えるか。

【論点3】更なる論点について

- この還元・調整は「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点」から行うものであり、これは、**電気事業法における「電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」という目的にも整合的なものである**と考えられるのではないかと。
- こうした法制面の論点も含め、本件については、本日の議論も踏まえて、次回以降、引き続き検討を深めていくこととしてはどうか。
 - 法制面の論点（例えば、第18条（託送供給等約款）等との関係など）
 - 実務面の論点
 - BGにおける代表契約者とこれ以外の事業者の関係
 - 未払い債務の取扱い 等

＜参考＞電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、**電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る**とともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。